

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・グループ名】 こども保育課 企画管理グループ

行政活動の名称	四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定				
概要	国の基準(厚生労働省令)の改正より、保育士の数の算定について、保健師又は看護師に加え、准看護師についても保育士とみなすことができるとされたため改正するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	児童福祉法第34条の16の規定により、国が定める基準(厚生労働省令)を基に、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めたものですが、基準となる国の省令が改正されたことにより、四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであり、四街道市市民参加条例第6条第2項第3号の規定に該当するため。				
公告日 *1	27年8月17日	公告第232号	その他の公表	27年8月17日	HP
計画等決定時期 *2	27年9月29日	行政活動実施時期 *3	27年10月1日	実施段階(PDCA) *4	A
*1…条例第6条第3項の規定による公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載 *3…行政活動の実施をした日を記載(未実施の場合は、予定日を記載) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である

市民参加推進評価委員会コメント

適切である